

新潟市議会議員（西区選出）

保苅ひろし 市政報告

2020.3.25

VOL.4



令和 2 年度予算の概要

3月23日令和2年度予算が本会議で採決されました。一般会計当初予算総額は3,910億円（△12億円△0.3%）ですが、民生費、土木費、衛生費は前年比増となっています。

新たな工業用地に向けた取組みが実質化することに伴う企業の立地促進に向けた対応や、新たな農業の可能性を拓く新規取組や拡充（元気な農業応援事業7.6億円）があります。

子育て支援、教育分野では放課後児童クラブが拡充され23.2億、就学援助も10.4億円に拡充、GIGAスクール構想*の実現に向けた準備も2月補正予算から着実に進みます。予算額で大きいものは新潟駅周辺整備101億円、中央環状線整備40億円などです。新潟・燕線（黒鳥バイパス）の用地測量も計画されています。

一方集中改革プランの具体化も進みます。民間活力の導入推進、公共施設の最適化は地域住民の生活と密に関係する部分です。公設デイサービスの売却・民活導入、市立保育園の統合・民営化、公共施設については地域との協働による実行計画を策定し再編に向けた本格着手の予定です。

*「GIGAスクール構想」とは、生徒1人1台端末、および高速大容量の通信ネットワークを整備し、全ての子供たちに対して、公正でかつ個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現されることです。



今年秋にはこの橋脚の上に
高速道路をまたぐ橋桁ができます（板井）

活動報告

市議会で審議される議案は多岐にわたることから4つの常任委員会（総務／文教経済／市民厚生／環境建設）に分かれており、私は文教経済常任委員会に属しています。また特定の分野の調査研究を行う特別委員会（大都市制度・行財政改革／広域観光交流促進／少子化／農業活性化）では、農業活性化調査特別委員会に属しています。

コミュニティ・スクール先進地 福岡県那珂川市を視察

R1.7.31

文教経済常任委員会視察研修



新潟市で令和2年度新規事業として予算づけされている「コミュニティ・スクール*（以下CS）の推進」に関連し、常任委員会で先進地である那珂川市を視察してきました。

国のCS推進の方針と地域における「社会に開かれた教育」、「地域の力を学校運営に活かし地域とともにある学校」の実現に対する意識の高まりから、平成22年から小学校2校、中学校1校をCS先行実施し、平成26年には那珂川町（当時はまだ町）全校で学校運営委員会を設置しました。

第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）において、CSを全公立小・中学校の1割（約3,000校）に拡大するとの推進目標を掲げていますが、那珂川町のその設置率は当時の数字で9.0%と、先駆的な取り組みとなっています。（その後全国で導入が進み、平成30年4月現在では5,400余校）。

特徴的な取り組み（事業）として、土曜寺子屋、なみなみの日（朝の挨拶運動）、ふるさと巡り、保護者やCS委員が主体となったCSホームページでの啓発や発信、地域のこども食堂との連携、郷土料理「かしわ餅」づくり、CS総会の実施など多岐にわたり展開しています。

それぞれの学校では学校運営協議会の下に部会を設置し、委員以外のメンバーも参加して実働的な役割を担っています。また、中学校の委員と小学校の委員から構成する拡大学校運営協議会を設置し、中学校区というブロック単位で小中一貫した目標と連携

*「コミュニティ・スクール」とは、学校・保護者・地域の皆さんと、子供たちの豊かな成長のため、協働しながら学校運営に関わることです。

を目指し、ブロック単位で共同で行う事業を通じて地域の一体感の醸成にも努めています。拡大運営協議会の構成員には、保護司や児童民生委員も入っていることも特徴的です。

茨城県龍ヶ崎市 有限会社 横田農場を視察

R1.11.13

農業活性化調査特別委員会

水稻の生産販売を徹底したコスト削減で経営する横田農場の現状や今後の方針を伺ってきました。雪の降らない地域であり、冬場に水田の畔抜きや整備を行う事ができ、新潟の農業と単純には比較はできないものの、機械貧乏にだけはなりたくないという強い信念のもと会社を運営。

水稻栽培面積150ha、作業受託10haで栽培から販売までを社員8名で行っています。米は全量を独自の販売先に年間を通じて供給しています。まずは徹底した機械設備投資の抑制です。この経営規模で田植機は8条植1台、コンバインは6条刈1台で行います。いずれも作業期間は2ヶ月かかるものの、多品種栽培によりサラリーマン並みの労働条件で1年間を回します。現在は作業員1名あたり約20haですが、目標は50haという事でまだまだコスト削減の余地はあると言います。

受託する農地は自宅から2.5km以内の農地に限定し（社長は消極的規模拡大と表現）、冬季間は自力で畔抜きや農地を整備し大型圃場に向けて努力し作業効率の向上に努めています。

地域企業のCSR*ということで、毎年地域の子供たちに田植え体験や稻刈り体験などの農業体験（田んぼの学校）にも取り組み、すでに延べ1万人の実績となっています。

今後も消極的規模拡大を避け、限られたエリアではあるが担い手としての役割を果たしていく計画であると意欲を示していました。（新潟市が予算付けし推進するスマート農業*の推進について社長は、現状ではコストが上がるだけで導入には消極的と話していました。）

*「CSR=Corporate Social Responsibility」は、収益を求めるだけなく、環境活動や地域活動など、企業の社会的責任をいいます。

*「スマート農業」は、ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業

議会報告

令和元年6月、12月の定例会での一般質問について
抜粋ではありますご報告いたします。



質問

農業構想の一部見直しについて

答弁

現在の施策には、売れる米づくりや担い手の育成など、今後も引き続き取り組みが必要な施策もありますが、本市の農業産出額が減少する中で、米中心の生産体制からの脱却を目指し、園芸の大規模産地化など、集中的に取り組むべき施策もあると考えています。

元気な農業応援事業において、園芸作物の導入による複合営農の推進を支援しています。この支援では、園芸の機械、施設の導入や共同選果等を支援することで、稲作よりも手間のかかる園芸の生産性向上や省力化を図るとともに、出荷量をふやすことで競争力のある産地の育成を図っていきたいと考えています。また、この取り組みにより、個々の農業者が園芸に取り組みやすい環境を整備するとともに、農業者の収益を確保することで、もうかる農業の実現につなげたいと考えています。

令和2年度予算は、元気な農業応援事業と園芸産地拡大は拡充、園芸作物販路拡大事業は新規

質問

市役所の窓口サービスの向上に向けて

答弁

待たない、書かない、歩かない窓口を目指し、積極的な声掛け、記載の負担軽減のための申請書の統合、窓口のワンストップ化に努めます。

市政世論調査では3年連続で窓口サービスが良くなったと評価をいただいているものの、待ち時間が長い、手続きで記載することが多い等の苦言を受けての質問でした。

質問

野焼きにおける、禁止の法的根拠、罰則、例外について

答弁

廃棄物処理法第16条2「何人も次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない」と、焼却を禁じている。これに違反した場合は5年以下の懲役または1000万円以下の罰金またはその両方が科せられる。次に掲げる方法とは、政令で定める方法などを言い、廃棄物処理法施行令第14条5(政令)には「農業、林業又は漁業を営む上でやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」と焼却禁止の例外を示している。また国の通知でその具体例として、稻わら等の焼却が考えられるとしている。(野焼き禁止の例外がある事を確認)

質問

新潟市として行政の責任として 野焼き禁止の例外規定にある 「やむを得ない場合」の考え方を示すべき

答弁

廃棄物処理法の目的(第1条)は、「生活環境の保全」という事から生活環境に影響を及ぼすものは認められない。地理的条件、気候の条件など多岐にわたる要素があり、「やむを得ない場合」の具体的な考え方を示すことは難しい。

本市では2019年度から3年間を集中改革期間として、収支均衡で基金に頼らない財政運営を堅持しながら、緊急時・災害時などの財政需要に対応できる強固な財政運営の基盤づくりに取り組み中ですが、未来を見据えた施策も提言を行きます。また、寄せられる皆様の声を届けるとともに、市の取り組みも本紙等にて分かりやすく報告していきます。

質問

学校給食はコシヒカリにこだわるべき

答弁

本市は、消費者に喜んでもらえる売れる米づくりが米生産者の所得確保につながると認識し、米価の安定のため需要に応じた多様な米づくりを推進しています。学校給食においては、多様な米づくりを進めている本市のお米を含め、市内産の農産物を食べてもらうことで、本市の農業や食文化への理解を深め、地域に対する誇りにつながることを期待しています。限られた給食費の中とはなりますが、イベント給食などの機会も捉え、コシヒカリも含めた多様な市内産の農産物が供給できるよう教育委員会と協力していきます。

農家の皆さんからの声を届けました。
五泉市はコシヒカリで頑張っています。

質問

人・農地プランの実質化取り組みのスケジュールと支援策について

答弁

2020年2月中に地域農業の将来の在り方に関するアンケートを実施し、その結果に基づき実質化に向けた地域の話し合いを加速させたい。元気な農業応援事業において規模拡大に応じた設備支援、園芸導入による複合経営支援を行っていきます。

「野焼き」などに関する解説

【廃棄物処理法】(焼却禁止)

第十六条

- 2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。
3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの(罰則)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 14 第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者
15 第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令】

(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

第十四条 法第十六条の二第三号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

法と政令を見る限り野焼きは許されているように解釈されそうですが、法の目的が生活環境の保全及び公衆衛生の向上を第1条に掲げています。煙が出て住民の健康被害を及ぼすような行為は慎むべきものと考えられます。また「やむを得ない場合」とは、ほかに方法が無いような場合を指します。除草剤や殺虫剤が使用可能な状況では、安易に燃やすという行為は「やむを得ない」には該当しないと考えられます。

発行／新潟市議会議員 保苅ひろし

〒950-1123 新潟市西区黒鳥 4972

TEL.025-377-3511 FAX.025-377-6886

Mail h-hokari@info-niigata.or.jp